

「シニア会員」の設立について

土壌物理学会事務局

2011年10月28日に開催されました土壌物理学会総会におきまして、シニア会員を新たに設立することが承認されました。シニア会員についての主な変更点は、以下の通りです。

- ・ シニア会員の会費（会則第5条より）
年額 3,000円

- ・ シニア会員に関する説明（会則の細則より）
 - 1) シニア会員は、これまで正会員であって60歳以上の常勤職に就いていない者。
 - 2) シニア会員への変更は、資格を有する会員からの申告を受け、評議員会の承認を受ける。原則として申告された年度から適応するが、当該年度中に有資格となった場合は、次年度から適応する。
 - 3) シニア会員の権利は正会員に準ずる。ただし、会則第6条で定める役員および第9条で定める委員会委員につくことはできない。

※シニア会員への変更届けについて

シニア会員への変更は自己申告制となっております。学会ホームページから「入会・退会・登録内容変更申込書」をダウンロードし、必要事項をご記入の上、申込書を学会事務局に提出してください。

その際、“届出内容”、“会員種別”、“生年月”と“氏名”に関しては必ずご記入下さい。